

京都市告示第396号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年11月8日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	教業水0001号	中京区三坊大宮町137番地の1地先 同町158番地の6地先	
2	久世水0295号	南区久世築山町38番地地先 同町36番地の1地先	
3	桂水0151号	西京区桂良町19番地の1地先 同上	
4	檜原水0081号	西京区檜原盆山10番地の7地先 同町15番地の1地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	深草水0110号	伏見区深草瓦町54番地地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)